

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

平成31年4月施術分から、「受領委任制度」の取扱い を開始します

〔市町村国保〕

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、
向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、
井手町、宇治田原町、笠置町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町

〔後期高齢者医療〕

京都府後期高齢者医療広域連合

- * 上記以外の市町村及び国保組合については、従前の取扱いに変更ありません。
- * 被用者保険については、各保険者にお問い合わせください。

- 受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。
- 「受領委任」を希望する施術所（施術者）は、近畿地方厚生局及び京都府と契約を締結してください。契約締結後は、一定のルールによる施術や療養費の請求等を行っていただくこととなります。
- 療養費支給申請書の提出先は、当面の間、各保険者あてで変更ありません。
- 上記保険者では、平成31年4月施術分から「受領委任払い」又は、患者が一旦施術費用の全額を施術所に支払い、保険者に療養費支給申請を行って払戻を受ける「償還払い」のどちらかとなります。
- なお、現在の「代理受領」については、過渡期の混乱を避けるため、受領委任制度開始後、3か月間の経過措置期間を設けますが、平成31年7月1日以降に療養費の請求を行う場合は、取扱いはいたしません。

* 受領委任契約に関する具体的な手続きや、必要書類等については、近畿厚生局のホームページに掲載されていますのでご確認願います。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/judo/ahaki.html#ahakijyuryouinin

〔お問い合わせ先〕

京都府 健康福祉部 医療保険政策課 電話075-414-4576

又は被保険者が加入する各保険者